

## 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

## 事業名 私立高等学校等授業料軽減補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111(内4976)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 434,810 千円 (前年度予算額： 246,838 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	246,838	6,429	0	0	0	0	0	0	240,409
要求額	434,810	8,668	0	0	0	0	0	0	426,142
決定額									

## 2 要 求 内 容

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成22年度から私立高等学校等の高校生の学費負担の軽減を目的として「高等学校等就学支援金」制度が創設され、平成26年度には、国が「所得制限の導入」及び「公私間格差の是正のため私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の加算の拡充」を行ったことに合わせ、県の補助制度の見直しを行った。

令和4年度より、世帯収入590万円～700万円世帯に対して、補助額の引き上げを行い、世帯収入700万円～750万円の世帯を新たに補助の対象とする見直しを行う。

## (2) 事業内容

家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等のうち世帯年収590万円～750万円世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金の基準額である年間118,800円に加え、県単独で158,400円(通信制課程89,100円)の支援を実施する。

また、私立高等学校等の家計急変世帯へ118,800円～158,400円(通信制課程89,100円～118,800円)及び私立小中学生の家計急変世帯への336,000円の補助を実施する。

対象校：高等学校(全日制・通信制)、専修学校高等課程、専修学校一般課程(国家資格養成施設)、各種学校(外国人学校高等科、国家資格者養成施設)

### (3) 県負担・補助率の考え方

平成26年度で国の「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」を活用した基金事業が終了したが、県単独事業として補助事業を継続してきた。

令和4年度より、世帯収入590万円～700万円世帯に対して、補助額の引き上げを行い、世帯収入700万円～750万円の世帯を新たに補助の対象とする見直しを行う。

世帯年収	令和3年度まで		令和4年度から	
	授業料軽減補助金	就学支援金	授業料軽減補助金	就学支援金
270万円未満	—	396,000円※1	—	396,000円※1
270万円以上350万円未満	—	396,000円※1	—	396,000円※1
350万円以上590万円未満	—	396,000円※1	—	396,000円※1
590万円以上700万円未満	118,800円※3	118,800円	158,400円※2	118,800円
700万円以上750万円未満	—	118,800円	158,400円※2	118,800円
700万円以上910万円未満	—	118,800円	—	118,800円

※1 通信制課程の就学支援金は297,000円

※2 通信制課程の授業料軽減補助金は89,100円

※3 通信制課程の授業料軽減補助金は59,400円

### (4) 類似事業の有無

- ・私立高等学校等修学支援補助金
- ・私立高等学校中途退学者学び直し支援補助金

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	434,810	私立高等学校生のいる世帯の経済的負担を軽減するため一定額を補助
合計	434,810	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

第3次岐阜県教育ビジョン  
目標19 私立学校教育の振興

### (2) 国・他県の状況

従来の高等学校等就学支援金に対しては、32都道府県で授業料に対する県単独の追加支援(上乗せ補助)を実施(令和3年9月時点)

### (3) 後年度の財政負担

継続的に実施

### (4) 事業主体及びその妥当性

他県においても県が事業主体であり、妥当

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	私立高等学校等授業料軽減補助金
補助事業者(団体)	私立高等学校等の設置者 (理由) 保護者の教育負担に対応するため
補助事業の概要	(目的) 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図る。 (内容) 県内の私立高等学校等の設置者が授業料の軽減を行う場合に補助金を交付
補助率・補助単価等	定率 (内容) 世帯年収に応じた補助率とする。 (理由) 公立高校世帯との負担格差の縮小
補助効果	公立高校世帯との入学金負担格差の是正
終期の設定	終期令和5年度 (理由) 終期到来時の達成状況や事業運営状況等を踏まえて、方針を検討

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>私立高等学校等における保護者の経済的負担を軽減することにより、私立高等学校等に在籍する生徒の教育機会を確保する。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
設定困難						

補助金交付実績 (単位：千円)	H30年度 181,213	R元年度 179,417	R2年度 216,103
--------------------	------------------	-----------------	-----------------

(これまでの取組内容と成果)

令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容と成果を記載してください。</li> </ul>
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度当初予算にて追加</li> </ul>
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度当初予算にて追加</li> </ul>
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</li> </ul>	
(評価) 3	公私保護者負担格差の状況などに応じて、保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。また、私立学校法において、私立高等学校等については、県が所管庁となっており、県が実施主体となる必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</li> </ul>	
(評価) 2	補助対象となる高校生等全てに補助制度が活用されており、全ての修学の意思ある高校生等が、私立高等学校等で安心して教育を受けることができるよう、就学機会の確保に貢献している。
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</li> </ul>	
(評価) 1	私立高等学校等に就学する高校生等に対する授業料の減免を行う学校設置者に対して、県が補助金を交付することで、効率よく確実に、私立高校生等の保護者の経済的負担が軽減される。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul>
---